

警察署協議会会議録

早良警察署協議会

開催年月日時	令和5年5月12日 午後4時30分 から 令和5年5月12日 午後5時35分 まで	
出席者	警察署協議会	会長以下14名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、地域管理官、 刑事管理官、総務課長、生活安全課長、 交通課長、警備課長、事務局
議事概要		
【会長挨拶（要旨）】 ○ 今回から新たに5名の新規警察署協議会委員の方々が加わり、新しい体制となった。 ○ 早良区の安全な生活を維持するため、有意義な会となるよう、引き続き御協力をお願いする。 【署長挨拶（要旨）】 ○ 警察署協議会設置の経緯、趣旨 ○ 早良区の治安概要（刑法犯、交通事故、ニセ電話詐欺） 【報告事項】 1 交通規制について（交通課長） (1) 3Eの原則 (2) 交通規制の目的 (3) 交通規制の法的根拠 (4) 交通規制の基準 【質疑・意見・要望等】 ○ 委員から「交差点を歩車分離式信号や半感応式信号とする基準はあるのか。」旨の質疑があり、交通課長が「過去に発生した事故の形態、地域住民からの要望に加え、交通の安全と円滑のバランス、設置の必要性等、様々な状況を考慮したうえで決定する。」旨回答した。		

議 事 概 要

- 委員から「道路標識等の設置は、どこが行っているのか。」旨の質疑があり、交通課長が「一時停止や駐車禁止等の交通規制に関する標識については公安委員会、それ以外の案内標識や警戒表示については道路管理者が設置している。」旨回答した。
- 委員から「電動車椅子は、歩道、車道どちらを通行すれば良いのか」旨の質疑があり、交通課長が「法令に定められた大きさ、構造等の条件を満たす電動車椅子は、道路交通法上の歩行者とみなされることから、歩道がある場合は歩道を通行しなければならない。」旨回答した。
- 委員から「セグウェイ等、新しい乗り物が開発された場合、交通ルールはどのようにして決まるのか。」旨の質疑があり、交通課長から「電動キックボード等の新しい乗り物については、その大きさや構造が既存の法律等で対応できるものかを検討し、対応できなければ、当該乗り物の特性や道路交通に与える影響等を考慮したうえで、道路交通法等を改正することになる。」旨回答した。
- 委員から「見守り活動や交通誘導員の誘導方法を統一することはできないか。」旨の質疑があり、署長が「一般の方が行う交通誘導は、法的な効力はないことから統一は難しいと思われる。」旨回答した。

【閉会】（会長）

以上で、令和5年度第1回早良警察署協議会を閉会する。